

## 千葉市消防力の整備方針検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本市における消防力の検討を行い、千葉市消防力の整備方針を策定するため、千葉市消防力の整備方針検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 本市における消防力の調査・検討に関すること。ただし、消防署所の配置等に関するものを除く。
- (2) 千葉市消防力の整備方針の策定及び見直しに関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、委員会において必要と認める事項。

### (委員会)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、総務部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員長は、委員会において調査・検討を行った事項について、消防局長に報告する。
- 7 委員長は別表に掲げる者のほか、必要と認める所属長を委員に加えることができる。

### (関係者の出席等)

第4条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

### (部会)

第5条 委員会の円滑な運営を図るため、部会を設置する。

- 2 部会の設置及び部会員の構成等は、委員会の承認を得て委員長が定める。

### (庶務)

第6条 委員会及び部会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月12日から施行する。

別表

<b>総</b>	<b>務</b>	<b>部</b>	
	総	務	部 長
	総	務	課 長
	人	事	課 長
	施	設	課 長
<b>警</b>	<b>防</b>	<b>部</b>	
	警	防	課 長
	救	急	課 長
	指	令	課 長
<b>予</b>	<b>防</b>	<b>部</b>	
	予	防	課 長
	指	導	課 長
<b>消</b>	<b>防</b>	<b>署</b>	
	中	央	消 防 署 長
	花	見	川 消 防 署 長
	稲	毛	消 防 署 長
	若	葉	消 防 署 長
	緑	消	防 署 長
	美	浜	消 防 署 長